

令和8年度

# 富山県脱炭素化モデル中小企業育成事業費補助金 申請の手引き

申請前に必ずご覧ください

**募集期間：令和8年5月1日（金）～令和8年10月30日（金）**

〔一次締切：5月29日（金）、二次締切：6月30日（火）、三次締切：7月31日（金）  
四次締切：8月31日（月）、五次締切：9月30日（水）、六次締切：10月30日（金）〕

※予算が上限に達した場合は、募集期間中であっても受付を終了することがあります。

## 【昨年度からの変更点】

### ■審査基準の見直し

- ・新たに⑤省エネ診断実施の区分を新設します。
- ・対象は令和5年度以降に一般財団法人省エネルギーセンター又は一般社団法人環境共創イニシアチブが実施した診断が対象となります。

変更前			変更後	
区分	点数		区分	点数
①事業の目的・必要性	20点		①事業の目的・必要性	20点
②事業の目標・内容	25点		②事業の目標・内容	25点
③事業の実現可能性	15点	➡	③事業の実現可能性	5点
④他の県内中小企業への波及効果	40点		④他の県内中小企業への波及効果	40点
			⑤省エネ診断の実施	10点
合計	100点		合計	100点

## <申請・お問合せ先>

住所：〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号 富山県庁東別館3階

担当課：富山県商工労働部成長産業推進室エネルギー政策課（事務局）

電話：076-444-9658

E-mail：aseichosangyo@pref.toyama.lg.jp

# 目 次

1	補助事業の目的	1
2	スケジュール	1
3	補助事業の実施期間	2
4	申請から補助金交付までの流れ	4
5	対象	6
6	審査・交付決定	11
7	実績報告・補助金の支払	12
8	補助事業終了後の状況報告、成果の公表等	12
9	補助対象経費等	13
10	その他の注意事項	15
	(参考1) 高効率空調機器・高効率給湯機器を導入する場合の CO2削減効果の算定方法について	16
	(参考2) 提出書類の記入例	16

## 1 補助事業の目的

富山県脱炭素化モデル中小企業育成事業費補助金（以下「本補助金」）は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、県内中小企業における脱炭素経営の導入促進を図るため、他の企業のモデルとなる以下の再エネ・省エネ設備を導入する取組みを支援することを目的とします。

### 【支援内容】

補助対象設備	補助額・率	補助上限額	採択件数
①自家消費型太陽光発電設備	5万円/kW 以内	500万円	5件程度
②水力発電設備	2/3以内		
③地中熱利用設備			
④高効率空調機器	1/2以内	3件程度	
⑤高効率給湯機器			

### 【対象者】

県内中小企業（詳細は6ページ「5 対象」参照）

### 【設備導入効果、電力使用量等の報告・公表】

県では、県内中小企業における脱炭素経営の導入を促進するため、本補助金による成果を公表し、他の企業への横展開を図ります。

このため、補助事業終了後に本補助金を活用した設備導入によるCO2削減効果、電力使用量や、成果を踏まえた新たな取組みの進捗状況を県に報告していただきます。

※公表にあたっては、事前に公表可能情報を確認します。

## 2 スケジュール

### （1）募集期間

令和8年5月1日（金）～令和8年10月30日（金）

（一次締切：5月29日（金）、二次締切：6月30日（火）  
三次締切：7月31日（金）、四次締切：8月31日（月）  
五次締切：9月30日（水）、六次締切：10月30日（金））

※本補助金は先着順ではありませんのでご注意ください。

### （2）審査・採択

各締切後、県が申請内容を審査し、審査結果を各申請企業に書面で案内します。採択された申請企業へは、補助金の交付決定額を併せて通知します。

### (3) 補助事業の実施期間

交付決定日以降※～令和9年2月12日（金）まで

※原則として、交付決定日以降に事業に着手してください。

なお、早期に着手しなければならないやむを得ない理由があると認められるものについては、交付決定日以前の着手を認めます。

（詳細は「3 補助事業の実施期間」参照）

ただし、富山県が環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付決定を受けた日（令和8年4月21日（火））より前に工事契約を交わしたものは、本補助金の対象外となりますのでご注意ください。

### (4) 実績報告の期限

補助事業の完了日から起算して30日以内、又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに実績報告書（様式第3号）と関係書類を事務局まで提出してください。

※提出期限に遅れた場合は、交付決定が取り消されることがあります。

※不明な点等がある場合は、早めに事務局にお問い合わせください。

### (5) 補助金額の確定

実績報告の内容を審査し、補助金額の確定の後に補助金等額確定通知書にて通知します。（必要に応じて現地確認等を行います。）

### (6) 補助金の交付請求

補助金等額確定通知書に基づき、補助金交付請求書を提出していただきます。（補助金交付請求書の様式は補助金額の確定の際に送付します。）

### (7) 補助金の支払

提出いただいた補助金等交付請求書に基づき、所定の口座に補助金を支払います。

※補助事業完了前に補助金を振込むことはできません。

## **3 補助事業の実施期間**

### (1) 事業の着手

①県から交付決定を受けた日以降に事業に着手してください。

本補助金では、事業着手日を「設置工事の契約の日付」で判断します。

②なお、やむを得ない理由があり、交付決定を受ける前に事業に着手する必要がある場合には、交付申請書と合せてその理由を記載した「事前着手届」を提出してください。

ただし、富山県が環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付決定を受けた日（令和8年4月21日（火））より前に工事契約を交わしたものは、本補助金の対象外となりますのでご注意ください。

**【注意事項】**

- ・事前着手届を提出された場合であっても、補助金の交付が約束されるものではありません。事前着手届の提出後に契約・発注等をした経費であっても、交付申請の内容を審査した結果、補助対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・交付決定日前に事業着手を行う場合、交付決定がなされなかった場合に生じたあらゆる損失等は申請企業自らの責任とすることを了知したうえで、当該事業に着手してください。  
また、事前着手届を提出された場合、県の交付決定前までに実施できる事業の範囲は以下のとおりです。

事業内容	県の交付決定前までの実施の可否
設置工事の契約	○
工事着工	○
工事完了	○
工事代金の支払（申請者→施工業者）	×

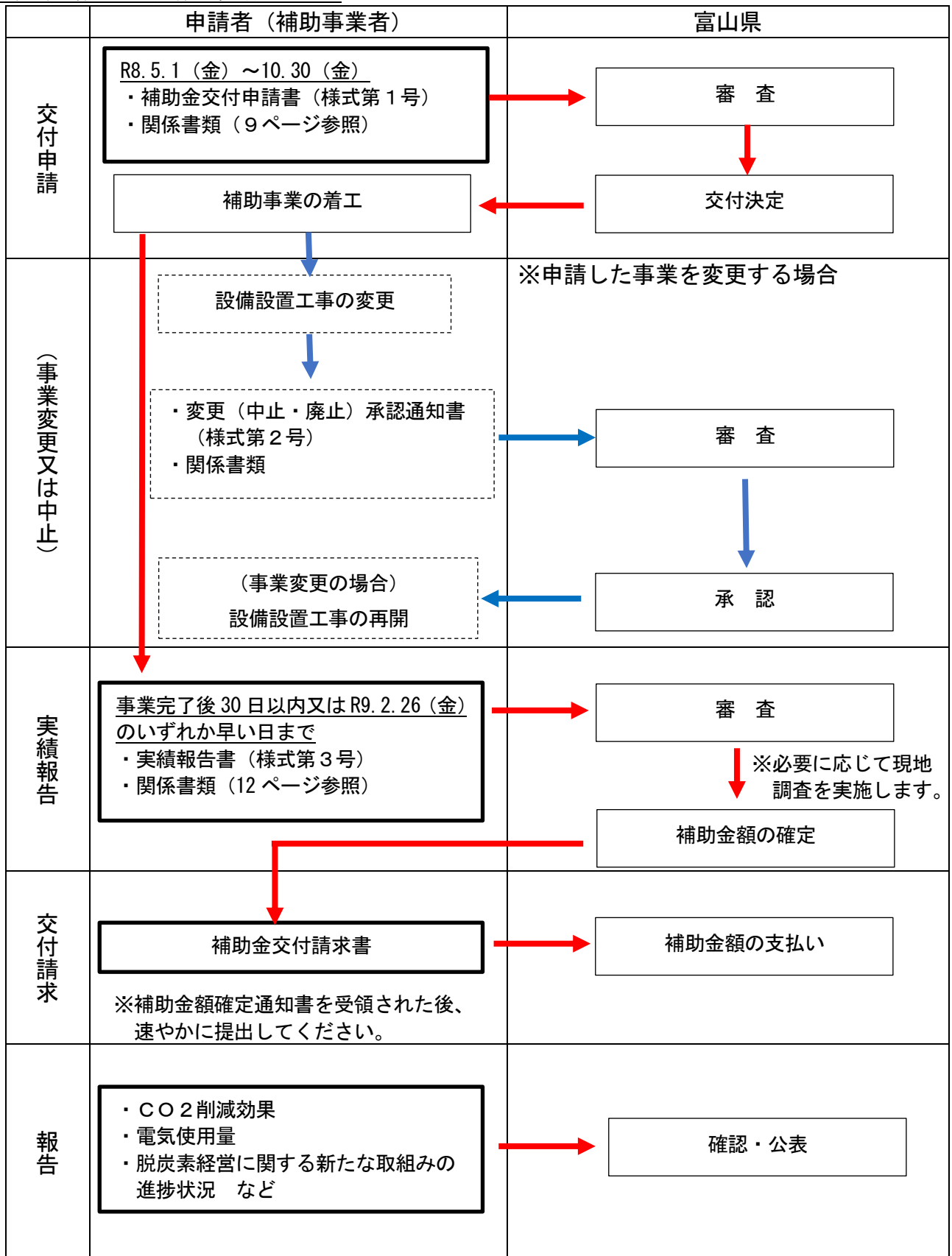
**（2）事業の完了**

補助事業者が補助対象設備の引き渡しを受け、工事代金全額の支払いが完了した時点をもって事業の完了とします。補助対象期間内に事業が完了しない場合は補助金の対象外となります。

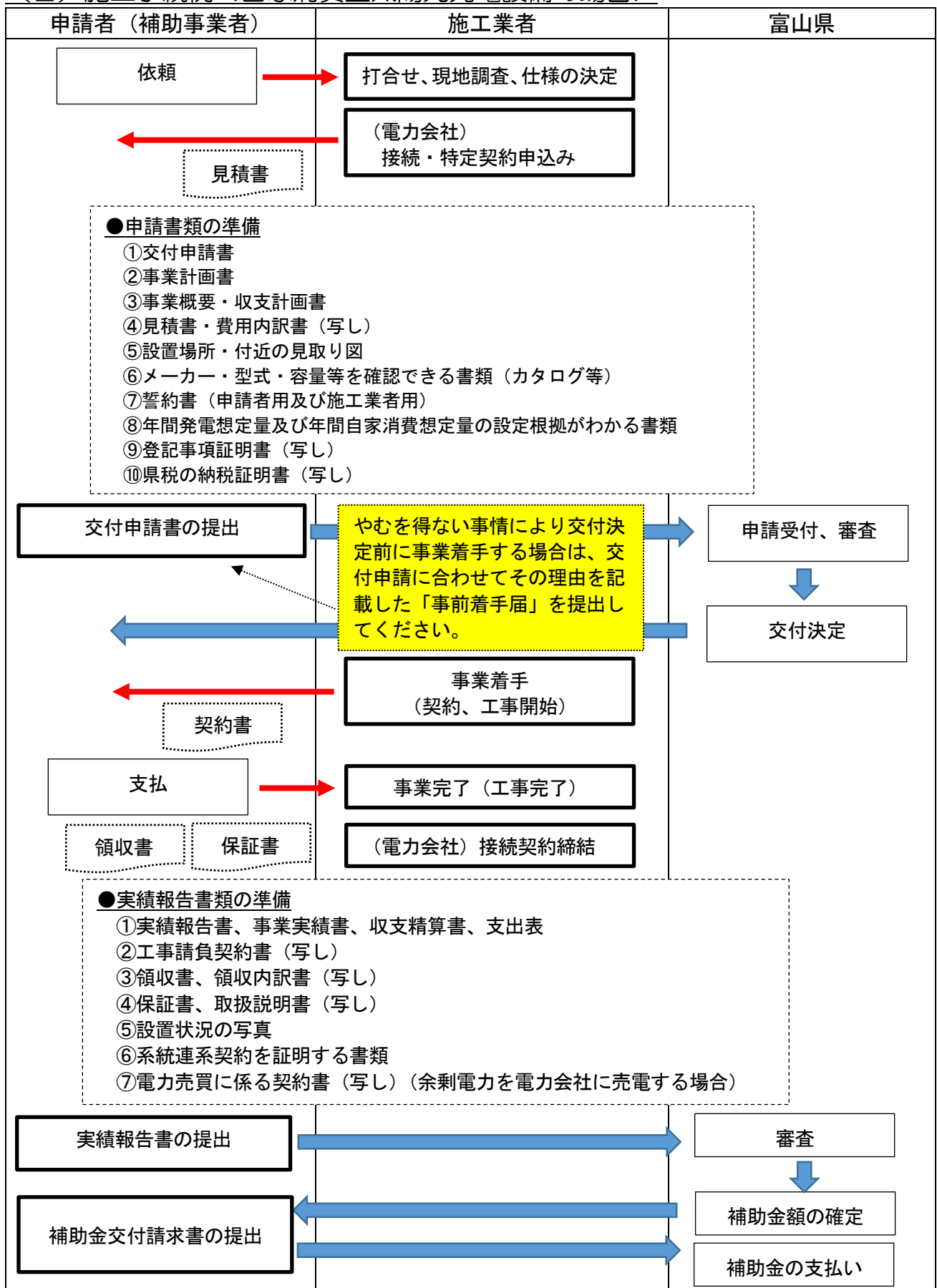
【補助対象期間】 交付決定日～令和9年2月12日（金）

## 4 申請から補助金交付までの流れ

### (1) 補助金交付申請フロー



(2) 施工手続例<自家消費型太陽光発電設備の場合>



## 5 対象

### (1) 申請者

以下のア、イのいずれの要件も満たすこととします。

ア 県内に本社又は事業所を有する企業

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（会社及び個人）※であって、以下のいずれにも該当しない企業

(ア) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合

(イ) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している場合

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める場合

※「中小企業者」に該当する者（中小企業基本法第2条）は次のとおりです。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額 または出資の総額	従業員数
①製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く。)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業（飲食業を除く。個人事業種である開業医を含む。)	5,000万円以下	100人以下
④小売業（飲食業を含む。)	5,000万円以下	50人以下

なお、上記ア、イのいずれの要件を満たしているものの、以下のウ又はエに該当する場合は申請することはできません。

ウ 県税を滞納している企業

エ 以下のいずれかに該当する企業

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる場合

(イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している場合

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営協力し、若しくは関与している場合

- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (ク) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合

## (2) 補助対象設備

申請者が県内の自ら事業を営む事業所の①敷地内又は②事業所内に設置される設備が補助対象となります。

### ア 自家消費型太陽光発電設備

以下の(ア)～(キ)の全ての要件を満たす設備であること。

- (ア) 法令、法令に基づく命令、条例等（以下「法令等」という。）に適合したものであること。
- (イ) 販売又は提供されている商品であり、使用の実績があること。
- (ロ) 中古の設備ではないこと。
- (ハ) PPA（第三者所有モデル）方式や設備のリースでないこと。
- (ニ) 発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかにする機器が設置されていること。

※電力の使用量に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、使用量を明らかにする機器を設置する必要はありません。

- (ホ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行うものではないこと。
- (ヘ) 発電した電気のうち30%以上の電気を自ら消費するものであること。加えて、自ら消費する電力を含めて50%以上を県内の需要家が消費すること。（年間自家消費想定量/年間発電想定量＝50%以上）

### イ 水力発電設備（1,000kW未満の設備）

以下の(ア)～(ロ)の全ての要件を満たす設備であること。

- (ア) 法令等に適合したものであること。
- (イ) 販売又は提供されている商品であって、使用の実績があること。
- (ロ) 中古の設備ではないこと。
- (ハ) PPA（第三者所有モデル）方式や設備のリースでないこと。
- (ニ) 発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかにする機器が設置されていること。

※電力の使用量に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、使用量を明らかにする機器を設置する必要はありません。

- (ホ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行うものではないこと。

- (f) 発電した電気のうち30%以上の電気を自ら消費するものであること。加えて、自ら消費する電力を含めて50%以上を県内の需要家が消費すること。(年間自家消費想定量/年間発電想定量=50%以上)
- (g) 交付決定前に環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整が行われること。

#### ウ 地中熱利用設備

##### 【対象設備】

以下の(ア)～(カ)の全ての要件を満たす設備であること。

- (ア) 法令等に適合したものであること。
- (イ) 販売又は提供されている商品であって、使用の実績があること。
- (ウ) 中古の設備ではないこと。
- (エ) 設備のリースでないこと。
- (オ) 熱供給能力が温水・冷水ともに0.10GJ/h以上(24Mcal/h)であること。(0.1GJ/h $\div$ 27.78kW)
- (カ) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。

#### エ 高効率空調機器

以下の(ア)～(カ)の全ての要件を満たす設備であること。

- (ア) 法令等に適合したものであること。
- (イ) 販売又は提供されている商品であって、使用の実績があること。
- (ウ) 中古の設備ではないこと。
- (エ) 設備のリースでないこと。
- (オ) 従前のCO<sub>2</sub>排出量から30%以上の削減効果がある空調機器であること。※

#### オ 高効率給湯機器

以下の(ア)～(カ)の全ての要件を満たす設備であること。

- (ア) 法令等に適合したものであること。
- (イ) 販売又は提供されている商品であって、使用の実績があること。
- (ウ) 中古の設備ではないこと。
- (エ) 設備のリースでないこと。
- (オ) 従前のCO<sub>2</sub>排出量から30%以上の削減効果がある給湯機器であること。※

#### ※CO<sub>2</sub>削減効果の確認方法

16ページの「(参考1) 高効率空調機器・高効率給湯機器を導入する場合のCO<sub>2</sub>削減効果の算定方法について」を参照ください。

(3) 応募方法等

ア 募集期間

令和8年5月1日(金)～令和8年10月30日(金)まで

一次締切：5月29日(金)、二次締切：6月30日(火)

三次締切：7月31日(金)、四次締切：8月31日(月)

五次締切：9月30日(水)、六次締切：10月30日(金)

※本補助金は先着順ではありませんのでご注意ください。

イ 申請書類 ※このほかに書類の提出をお願いする可能性があります。

No.	書類	補助対象設備				
		太陽光	水力	地中熱	空調	給湯
1	交付申請書(様式第1号)	○	○	○	○	○
2	事業計画書(様式第1号別紙1)	○	—	—	—	—
3	事業計画書(様式第1号別紙2)	—	○	—	—	—
4	事業計画書(様式第1号別紙3)	—	—	○	—	—
5	事業計画書(様式第1号別紙4)	—	—	—	○	—
6	事業計画書(様式第1号別紙5)	—	—	—	—	○
7	事業概要	○	○	○	○	○
8	収支計画書	○	○	○	○	○
9	補助対象設備の見積書(写し)	○	○	○	○	○
10	補助対象設備の費用内訳書(写し)	○	○	○	○	○
11	設置場所、付近の見取り図	○	○	○	○	○
12	補助対象設備のメーカー、型式、容量等が確認できる書類(カタログ等)	○	○	○	○	○
13	誓約書(申請者用及び施工業者用)	○	○	—	—	—
14	年間発電想定量及び年間自家消費想定量の設定根拠がわかる書類	○	○	—	—	—
15	工事箇所及び内容を示した図面	—	—	○	—	—
16	システムフロー図	—	—	○	—	—
17	従来の空調機器・給湯機器のメーカー、型式、容量等が確認できる書類(カタログ等) ※既存設備の代替として設備を導入する場合のみ提出	—	—	—	○	○
18	従来の機器と比較して30%以上のCO2削減効果が得られること等を確認できる書類(16ページ参照)	—	—	—	○	○
19	事前着手届 ※交付申請前に契約・着工する場合のみ提出	○	○	○	○	○
20	登記事項証明書(写し)	○	○	○	○	○
21	県税納税証明書(写し)	○	○	○	○	○
22	省エネ診断結果報告書(写し) ※診断済みの場合のみ提出	○	○	○	○	○

## ウ 提出方法

申請書類一式を申請者が持参もしくは郵送で提出してください。

※持参の場合は、土日祝日を除く平日 9～12 時、13～17 時に受付

※郵送の場合は、各締切日当日消印有効

## エ 提出先・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

富山県商工労働部成長産業推進室エネルギー政策課（事務局）

TEL：076-444-9658 E-mail：aseichosangyo@pref.toyama.lg.jp

## (4) 注意事項

### ア 申請書類等への記入漏れに注意してください。

申請書類等に記入漏れや記入誤りがある場合、該当書類について追記修正又は再提出していただきます。17 ページ以降の記入例を確認し、記入漏れに注意して申請書類等を作成してください。

※不明な点等がある場合は、事務局へ事前にご相談ください。

### イ 添付書類の不備に注意してください。

書類に不備がある場合、必要書類が全て揃うまで申請を受理できませんので、添付書類に不備がないようご注意ください。

また、必要事項が未記入のまま提出された場合には、受理せずに返却する場合があります。返却の際は郵送等での対応は行いませんので、事務局（富山県庁東別館3階 エネルギー政策課）まで受取りに来てください。

### ウ 補助金交付申請フローに沿って申請を行ってください。

4 ページの補助金交付申請フローに沿って、申請を行ってください。

補助金の交付申請から実績報告、補助金の支払までの一連の手続が行われない場合、「申請を受理できない」「補助金を支払うことができない」などの問題が発生する場合があります。

### エ 補助金の二重交付はできません。

本補助金は環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用して実施するものです。申請経費について、本補助金以外の他の補助金と併用することはできません。二重交付が発覚した場合は補助金返還の対象となります。

## 才 補助金の返還等

以下の(A)～(I)のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の取消し、補助金の返還を求める場合があります。

- (A) 書類に虚偽があった場合
- (イ) 不正な手段による申請があった場合
- (ウ) 富山県補助金等交付規則、富山県脱炭素化モデル中小企業育成事業費補助金交付要綱及び本手引きに違反した場合
- (I) 他の補助金との二重交付が発覚した場合

## 6 審査・交付決定

### (1) 審査

本補助金は応募されても必ず採択されるとは限りません。申請書類により内容を下記基準に基づいて県が審査をし、合計点数の高い事業を採択します。(必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。)

#### 【審査基準】

区分	内容	点数
①事業の目的・必要性	・補助金の目的に沿ったものとなっているか。 ・自社にとっての設備導入の必要性を具体的に検討しているか。	20点
②事業の目標・内容	・設備導入により達成されるCO2削減効果等は妥当か。	25点
③事業の実現可能性	・事業を期間内に確実に遂行することができるか。	5点
④他の県内中小企業への波及効果	・県内における脱炭素経営モデル中小企業として他の企業の参考となる事業であるか。	40点
⑤省エネ診断の実施	・省エネ診断を実施しているか。	10点
合計		100点

※審査経過に関する問合せには応じることはできません。

### (2) 交付決定

審査終了後、審査結果を各申請企業に書面で案内します。採択された申請企業へは、補助金の交付決定額を併せて通知します。

事前着手届を提出されている場合を除き、交付決定日以降に事業に着手してください。

## 7 実績報告・補助金の支払

補助事業が完了（発注、納品、検品、支払までの一連の手続が全て完了）した後、実績報告書（様式第3号）及び関係書類を完了の日から起算して30日以内又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに提出してください。

なお、補助事業は令和9年2月12日（金）までに完了しなければなりませんので、ご注意ください。

完了検査の結果、補助事業が適正に実施されていると認められた場合は補助金額を確定し通知します。この通知書の内容に基づき、補助金交付請求書を提出してください。請求書を受領した後に補助金を支払います。

【実績報告書類】※このほかに書類の提出をお願いする可能性があります。

No.	書類	補助対象設備				
		太陽光	水力	地中熱	空調	給湯
1	実績報告書（様式第3号）	○	○	○	○	○
2	事業実績書（様式第3号別紙1）	○	○	○	○	○
3	収支精算書（様式第3号別紙2-1）	○	○	○	○	○
4	支出表（様式第3号別紙2-2）	○	○	○	○	○
5	工事請負契約書（写し）	○	○	○	○	○
6	領収書・領収内訳書（写し）	○	○	○	○	○
7	保証書・取扱説明書（写し）	○	○	○	○	○
8	設置状況の写真	○	○	○	○	○
9	系統連系契約を証明する書類	○	○	—	—	—
10	電力売買に係る契約書（写し） ※余剰電力を電力会社に売電する場合	○	○	—	—	—
11	補助対象設備の完成図書	—	—	○	—	—

## 8 補助事業終了後の状況報告、成果の公表等

### （1）CO<sub>2</sub>削減効果の報告 ※全ての設備が対象

設備導入によるCO<sub>2</sub>削減効果の報告をお願いします。

（報告期間は令和9年度～令和13年度の5年間）

### （2）脱炭素経営の取組み状況 ※全ての設備が対象

設備導入による成果を踏まえた脱炭素経営の取組み状況の報告をお願いします。（報告期間は令和9年度～令和13年度の5年間）

### （3）電気使用量等の報告 ※太陽光発電設備、水力発電設備のみ

補助金の交付要件である「補助対象設備により発電した電力量の30%以上を自家消費に充てること。自家消費含めた50%以上を県内の需要家が消費すること。」の確認のため、設備設置の翌月から1年後に電気使用量等の報告をお願いします。

#### (4) 成果の公表

県内中小企業における脱炭素経営の導入を促進するため、県は上記(1)～(3)の公表し、他の企業への横展開を図ります。

成果公表にあたっては、事前に公表可能情報を確認します。

##### 【公開される主な情報】

設備導入によるCO2削減効果、光熱費・燃料代の削減額、自社における脱炭素経営の取組み状況 など

#### (5) その他

上記(1)～(3)の報告内容の詳細は、実績報告書提出の際にお知らせします。

### 9 補助対象経費等

#### (1) 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりです。

消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象外です。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
	直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))	
(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用	

区分	費目	細分	内容
			②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。(必要最小限度の範囲とすること。)
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等にかかる調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

## (2) 自家消費型太陽光発電設備における補助金額

補助金額の算定における最大出力は太陽光電池モジュール（パネル）の出力とパワーコンディショナーの出力の低い方の数値となります。

なお、最大出力の小数点以下は切捨てます。

### <計算例>

太陽光モジュールの出力 55kw、パワーコンディショナーの出力 49.9kw  
→49kW×50,000 円／kW=2,450,000 円

【補助金額】 2,450,000 円

※複数台の太陽光モジュールやパワーコンディショナーを導入する場合、導入する設備の合計出力の小数点以下を切捨てます。

【例】5.55kWの太陽光モジュールを5台導入

5.55kW×5台=27.75kW

→27kW（太陽光モジュール合計出力の小数点以下切捨て）

## 10 その他事の注意事項

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合には、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）により、知事の承認を受ける必要があります。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、その効率的な運営を図らなければなりません。また、補助事業者は取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第4号）を備えて管理しなければなりません。
- (3) 補助金に係る経理について、収支を明確にした証拠書類（交付決定通知、工事の契約書・領収書、額確定通知等）は補助金の支払を受けた後の5年間は保管してください。
- (4) 取得単価が50万円以上の設備について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間※内に、県の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用したり、譲渡、交換、貸付又は担保に供することはできません。

### ※各設備の法定耐用年数

設 備		耐用年数
太陽光発電設備		17年
業務用蓄電池		6年
水力発電設備		20年
太陽熱利用設備		15年
地中熱利用設備		15年
高効率空調設備	業務用	出力22kW以下 出力22kW超
	家庭用	6年
高効率給湯機器	業務用	15年
	家庭用	6年

(参考1) 高効率空調機器・高効率給湯機器を導入する場合のCO2削減効果の算定方法について

CO2削減効果の算定について、環境省が公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」を活用し、設備導入後のCO2排出量が既存設備と比較して30%以上削減していることを確認してください。

また、計算ファイルによる計算結果を交付申請書と合せて提出してください。

※計算ファイルによる算定が困難な場合、メーカーや取扱事業者が算定した数値を活用することも可能です。

この場合、メーカー等が算定した資料を提出してください。

- 1 既存設備の代替として設備を導入する場合  
既存設備と新規に設置する設備のそれぞれの必要事項を入力してください。
- 2 新規に設備を導入する場合  
新たに導入する設備の必要情報を入力し、代替設備・代替想定設備の情報として、現在販売されている類似用途の平均的な設備を設定して入力してください。

(参考2) 提出書類の記入例

交付申請書	17
事業計画書	18
事業概要	19
収支計画書	21
誓約書	22
事前着手届	25

令和8年5月1日

富山県知事 殿

提出日を記入してください。

(申請者)

所在地 〒〇〇-〇〇 〇〇市〇〇

企業名 〇〇株式会社

代表者職・氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

押印は省略可能です。

富山県脱炭素化モデル中小企業育成事業費補助金交付申請書

次のいずれかを記入してください。

- ・ 自家消費型太陽光発電設備
- ・ 水力発電設備
- ・ 地中熱利用設備
- ・ 高効率空調機器
- ・ 高効率給湯機器

同事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付を併せてより申請します。

記

事業着手予定日から事業完了予定日を記入してください。

(1) 事業着手予定日：

① 事前着手届を提出される場合

→R8. 4. 21 以降の日付を記入してください。

② 事前着手届を提出されない場合

交付決定日以降の着手となります。

(2) 事業完了予定日

→R9. 2. 12 以前の日付を記入してください。

1 補助対象事業と交付申請額

(1) 補助対象事業

自家消費型太陽光発電設備

(2) 交付申請額

金4, 500, 000円

2 事業期間

交付決定日 から 令和9年2月7日 まで

3 担当者の氏名、連絡先等

担当者所属	〇〇部〇〇課	電話番号	〇〇-〇〇-〇〇
担当者氏名	〇〇 〇〇	E-Mail	〇〇@〇〇. . . .

4 関係書類

(1) 事業計画書

(2) その他の参考となる書類

申請内容について、電話やメールで確認させていただく場合がありますので、ご担当の方の所属、氏名、連絡先を記入してください。

様式第1号（別紙1）

事業計画書（自家発電用太陽光発電設備）

補助対象設備を設置する建築物の所在地	〇〇市〇〇	
工事着工予定日	令和8年8月1日	
工事完了予定日	令和9年1月24日	
施工業者	事業者名	■■株式会社
	代表者氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇
	所在地	△△市△△
	電話番号	〇〇-〇〇-〇〇
	担当者氏名	〇〇 〇〇
太陽光電池モジュール	メーカー名	〇〇
	型式	〇〇
	台数	1台
	出力	80kW
パワーコンディショナー	メーカー名	〇〇
	型式	〇〇
	台数	1台
	出力	85kW
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備規模から年間発電想定量（A）を計算し記入してください。</li> <li>・年間発電想定量（A）と年間自家消費想定量（B）を比較し、発電量の50%以上を自家消費できるよう設備規模を設定してください。</li> <li>・年間発電想定量及び年間自家消費想定量の設定根拠がわかる書類を添付してください。</li> </ul> <p>→「電力消費計画を説明する書類」に記入いただくか、同内容を説明する別の資料を提出いただくことも可能です。</p>		<p>80kW (小数点以下切捨て)</p> <p>金 4,000,000 円</p>

太陽光電池モジュール出力とパワーコンディショナー出力のいずれか小さい方を記入してください。

【電力消費計画】

太陽光発電設備の容量	80kW
年間発電想定量（A）	109,325kWh
年間自家消費想定量（B）	65,595kWh
自家消費想定割合（B）／（A）	60%

## 事業概要

### 1 企業情報

本社所在地	〒〇〇-〇〇 〇〇市〇〇		
事業所所在地	〒〇〇-〇〇 〇〇市〇〇		
設立	1987年11月	資本金	50,000,000円
従業員	100人	主たる業種	製造業

### 2 自社における脱炭素経営の取組状況

- ・ Scope1, 2 の排出量算定済み。
- ・ 脱炭素経営への理解醸成を図るため、社員向けの勉強会を開催。
- ・ 省エネ診断受診済み。
- ・ 工場内の照明のLED化を実施。

脱炭素経営の現在の取組状況を記入してください。

### 3 脱炭素経営の課題

- ・ Scope3 の排出量算定方法や、中長期的なCO<sub>2</sub>削減計画の策定方法の知見が不十分である。
- ・ 中小企業向け SBT や再エネ 100 宣言 RE Action など、様々なカーボンニュートラル関連の認証が存在するが、どの認証を取得すべきか検討している段階である。

脱炭素経営に取り組むにあたっての課題を記入してください。

#### 4 補助事業の内容

##### (1) 事業内容

- ・ 自社の敷地内に 80kW の太陽光発電設備及び 20kWh の業務用蓄電池を導入する。
- ・ 自家消費型太陽光発電設備により発電した電力は自社の管理部門で消費するとともに、社用車のEVに給電する。

設備導入内容と活用方法を具体的に記入してください。

##### (2) 導入効果（見込）

- ・ CO2 削減量 : 〇t-CO2/年
- ・ 光熱費削減額 : 〇万円/年

CO2 削減量や光熱費・燃料代の削減額など、設備導入による効果（見込）を具体的に記入してください。

#### 5 脱炭素経営に関する今後の取組みについて

- ・ 2030 年度までの CO2 削減計画の策定。
- ・ 社用車にEVを導入するとともに、急速充電設備を整備。
- ・ 製造現場で使用しているフォークリフトをFCフォークリフトに更新。
- ・ 非化石証書の購入。
- ・ 空調設備の更新。

今後実施を検討している脱炭素経営の取組みを記入してください。

収支計画書

1 収入

区 分	補助事業に要する経費	資金の調達先
<b>自己資金</b>	<b>10,000,000 円</b>	—
<b>借入金</b>	<b>6,400,000 円</b>	<b>〇〇銀行</b>
<b>県補助金</b>	<b>4,500,000 円</b>	—
	円	
合 計	<b>20,900,000 円</b>	

補助対象経費には、消費税や既存設備の撤去費用などの補助対象外経費を除いた金額を記入してください。

2 支出

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
<b>工事費</b>	<b>9,900,000 円</b>	<b>9,000,000 円</b>	
<b>設備費</b>	<b>6,600,000 円</b>	<b>6,000,000 円</b>	
<b>業務費</b>	<b>2,750,000 円</b>	<b>2,500,000 円</b>	
<b>事務費</b>	<b>1,650,000 円</b>	<b>1,500,000 円</b>	
	円	円	
	円	円	
合 計	<b>20,900,000 円</b>	<b>19,000,000 円</b>	<b>4,500,000 円</b>

(注) 「補助対象経費」には消費税相当額など補助対象外経費を含めないこと。  
「補助交付申請額」に千円未満の端数がある場合は切捨てるものとする。

# 自家消費型太陽光発電設備の設置に係る誓約書

## (申請者用)

富山県脱炭素化モデル中小企業育成事業費補助金(自家消費型太陽光発電設備)の交付を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。
- 2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed-in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- 3 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- 4 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 5 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 6 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 7 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。
- 8 50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 9 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 10 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 11 防災、環境保全、及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 12 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。
- 13 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

- 14 10kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- 15 発電した電力量のうち、30 パーセント以上を事業所の敷地内で自ら消費するとともに、自ら消費する電力を含めて 50 パーセント以上を県内の需要家が消費すること。
- 16 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- 17 補助対象設備について、本補助金以外の補助を受けていない者であること。
- 18 法定耐用年数を経過するまでの間、補助の目的に沿って設備を活用できる見込みがあること。
- 19 富山県脱炭素化モデル中小企業育成事業費補助金交付要綱第 3 条第 2 項の各号に該当する事由がないこと。

提出日を記入してください。

令和 8 年 5 月 1 日

企業名	〇〇株式会社
代表者名	代表取締役社長 〇〇 〇〇

内容を確認のうえ、署名（自署）してください。  
誓約書に違反したことが発覚した場合、補助金を返還していただく場合があります。  
※押印は不要です。

# 自家消費型太陽光発電設備の設置に係る誓約書

## (施工業者用)

(施主) **〇〇株式会社** 様が富山県脱炭素化モデル中小企業育成事業費補助金(自家消費型太陽光発電設備)を受けて設置する設備の施工に際し、下記の事項について誓約します。

- 1 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 2 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 3 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 4 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置すること。
- 5 50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 6 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 7 防災、環境保全、及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 8 導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことを登録対象機器の添付書類(取扱説明書等)に明記し、所有者(購入設置者)へ注意喚起すること。

提出日を記入してください。

令和8年5月1日

工事施工者名	■■株式会社
代表者名	代表取締役社長 〇〇 〇〇

内容を確認のうえ、署名(自署)してください。  
※押印は不要です。

令和8年5月1日

富山県知事 殿

申請日と同じ日付を記入してください。

(申請者)

所在地 〒〇〇-〇〇 〇〇市〇〇

企業名 〇〇株式会社

代表者職・氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

押印は省略可能です。

富山県脱炭素化モデル中小企業育成事業費補助金事前着手届

下記事業について、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手したいので提出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

補助対象設備を設置する建築物の所在地	〇〇市〇〇
設置する設備	<input checked="" type="checkbox"/> 自家消費型太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> 地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> 高効率空調機器
補助金申請額	<p>県が国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付決定を受けた令和8年4月21日以降に契約したものが対象です。</p>
工事請負契約予定日	令和8年4月23日
事前着手を必要とする理由	早期に契約しなければ、期間内に事業が完了しないため。

別記条件

申請者は、交付決定がなされなかった場合に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとする。